

 いずみ会議所だより

 発行所/和泉商工会議所
 〒594-1144 和泉市テクノステージ三丁目1-10
 TEL: 0725-53-0330 FAX: 53-4747
 ホームページ: <http://www.izumicci.jp>
 Eメール: info@izumicci.jp

ものづくり・商業・サービス補助金

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。

基本情報

対象：中小企業・小規模事業者等 補助上限：原則 1,000 万円
 補助率：【通常枠】中小 1/2、小規模 2/3
 【特別枠（類型 A）】2/3、【特別枠（類型 B 又は C）】3/4
 【事業再開枠（特別枠の上乗せ）】上限 50 万円・定額（10/10）

※ 特別枠では、広告宣伝・販売促進費も補助対象となります。

※ 事業再開枠では、令和2年5月14日以降に実施した取組まで遡って経費を補助します。

想定される活用例

- 部品の調達が困難となり、自社で部品の内製化を図るために設備投資を行う
- 感染症の影響を受けている取引先から新たな部品供給要請を受けて、生産ラインを新設・増強する
- 中国の自社工場が操業停止し、国内に拠点を移転する

公募スケジュール (4次締切)

※通常枠・特別枠共通

申請開始：9月1日（火）17時（公募要領公開中）

申請締切：11月26日（木）17時

※ 4次締切後も申請受付を継続し、今年度内には、令和3年2月（5次）に締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います。（制度内容、予定は変更する場合がございます。）

ものづくり補助の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

【ものづくり・商業・サービス補助についてのお問合せ先】

ものづくり補助金事務局

<http://portal.monodukuri-hojo.jp/>

または、右のQRコードよりご確認ください。



電話番号：050-8880-4053

受付時間：10:00～17:00（土日祝日除く）

公募要領に関するお問い合わせ：monohojo@pasona.co.jp

電子申請システムの操作に関するお問い合わせ：monodukuri-r1-denshi@gw.nsw.co.jp

お問い合わせが集中した場合、ご回答までにお時間をいただく場合がありますので、
 お問い合わせの前に公募要領、マニュアルをご確認いただきますようお願いいたします。

【新議員に就任された方々のご紹介】

（順不同）

新たに議員の就任がありましたのでお知らせします。

常議員に就任

〈事業所名〉	〈役職〉	〈代表者名〉	〈業種〉
トヨタカローラ南海(株)	代表取締役社長	久保 尚平 様	自動車販売・整備業

2号議員に就任

泉北高速鉄道(株)	代表取締役社長	金森 哲朗 様	鉄道業
-----------	---------	---------	-----

1号議員に就任

(有)技建工匠	代表取締役	橋本 和也 様	足場工事業
(株)トーエートレーディング	代表取締役	淵本 英樹 様	貿易業
(株)ヤマニテック	代表取締役	山崎 昌宏 様	ガーゼ製造業
(株)すてきなじかん	代表取締役	辻本 智久 様	コーヒー製造・販売

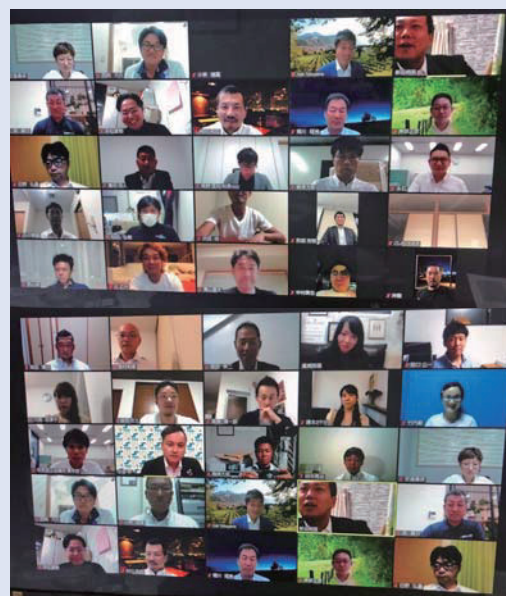


青年部だより

9月度例会開催

令和2年9月16日(水)に、交流委員会(副会長 阪田 栄二、委員長 新谷 翔吾)による、和泉YEG 9月度例会が開催されました。

今回、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の観点から、ZOOMを活用したWEB例会という形をとりました。ZOOMの利用方法の理解及び入会歴が浅い方を中心に自ら発信する体験を兼ねて自己紹介を行い、メンバー同士の交流を図ることを目的とした例会であった。一方的な自己紹介ではなく、質疑応答が多数あり終始和やかな雰囲気の中で今後の活動に参加しやすくなった良い例会となりました。



ZOOM 例会風景



【募集期間】 令和2年 9月23日(水) 14:00 ～ 令和3年 2月26日(金) 17:00

新型コロナウイルス感染症の拡大は、観光需要の低迷や、外出の自粛等の影響により、地域の多様な産業に対し甚大な被害を与えているため、新型コロナウイルス感染症の流行の収束状況を見極めつつ、甚大な影響を受けている大阪府内の飲食業を対象とし、期間を限定した官民一体型の需要喚起キャンペーンを講じる。

【概要】

- (1) 発行総額 250 億円 (2) 発行数 200 万セット (3) プレミアム率 25%
- (4) 販売単価 1 セットにつき 12,500 円分を 10,000 円で販売(プレミアム 2,500 円)
1 人 1 回あたり 20,000 円(2 セット) まで購入可能
- (5) 1 セットの内容 500 円券 X 7 枚、1,000 円券 X 9 枚 / 12,500 円 計 16 枚
- (6) 販売期間 5 期に分けて販売(予約受付は先着順) (7) 利用期間 令和2年10月14日(水)～令和3年3月31日(水)
- (8) 販売方法
 - ①専用 WEB サイトにて食事券を申込 ②購入者にはメールにて引換票番号を付与
 - ③ファミリーマート店頭にあるチケット購入端末(Fami ポート)にて引換券を発券
 - ④レジにて支払 ⑤食事券受取
- (10) 販売場所 ファミリーマート各店舗 参考：大阪府内 1,366 店舗(2020 年 7 月 31 日現在)
ファミリーマート店頭にあるチケット購入端末(Fami ポート)にて販売
- (11) 利用可能店舗 大阪府内の加盟飲食店舗

【問い合わせ先】

Go To Eat 大阪キャンペーンプレミアム食事券コールセンター

コールセンター開設日：令和2年9月23日(水) 14:00～

平日10:00～17:00 (土・日・祝休業、年末年始12月28日(月)～1月3日(日)休業)

TEL: 0570-666-609

詳細は専用ホームページにてご確認ください (URL) : <https://goto-eat.weare.osaka-info.jp/>



令和3年会員親睦伊勢神宮初詣中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止及び、参加者みなさまのお身体の安全を第一に考慮した結果、年明け1月に開催予定しておりました会員親睦伊勢神宮初詣につきましては、中止とさせていただきます。

参加を楽しみにしておられたみなさまには、安心・安全を最優先に考えての決定であることをご理解賜りたく、何とぞよろしくお願い申し上げます。

失業等給付の受給資格を得るために必要な 「被保険者期間」の算定方法が変わります

～ 対象者：離職日が令和2年8月1日以降の方～

失業等給付の支給を受けるためには、離職をした日以前の2年間に、「被保険者期間」が通算して12か月以上（特定受給資格者または特定理由離職者は、離職の日以前の1年間に、被保険者期間が通算して6か月以上）あることが必要です。

この「被保険者期間」の算入方法が改正される令和2年8月1日以降は、以下のように変わります。

改正前

離職日から1か月ごとに区切っていた期間に、賃金支払の基礎となる日数が11日以上ある月（※）を1か月として計算。

週の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、雇用見込み期間が31日以上であるという雇用保険被保険者となる要件を満たしながらも、賃金支払の基礎となった日数が11日に満たないことにより、被保険者期間に算入されない期間があるため、日数だけでなく労働時間による基準も補完的に設定するよう見直しをします。

改正後

離職日から1か月ごとに区切っていた期間に、賃金支払の基礎となる日数が11日以上ある月（※）、**または、賃金支払の基礎となった労働時間数が80時間以上ある月（※）**を1か月として計算。

※満1か月ある月が該当します。満1か月に満たない月は、上記の条件に該当しても1か月として計算しません。

事業主の皆さまへ

今回の改正を踏まえ、離職日が令和2年8月1日以降の方に関する「離職証明書」を作成する際は、「㉑欄」と「㉒欄」に記載する賃金支払基礎日数が10日以下の期間については、当該期間における賃金支払の基礎となった労働時間数を「㉓欄」に記載してください。

雇用保険被保険者離職証明書の記載例

離職の日以前の賃金支払状況等									
㉑ 被保険者期間算定対象期間	㉒ 離職の日	㉓ 賃金支払対象期間	㉔ 賃金支払基礎日数	賃金支払額			備考		
㉑ 一般被保険者等	㉒ 離職日	㉓ 賃金支払対象期間	㉔ 賃金支払基礎日数	㉕ A	㉖ B	㉗ 計			
離職日の翌日 12月1日	離職日 30日	11月1日～離職日	30日	300,000					
11月1日～離職日	30日	11月1日～離職日	30日	300,000					
10月1日～10月31日	31日	10月1日～10月31日	31日	300,000					
9月1日～9月30日	30日	9月1日～9月30日	30日	300,000					
8月1日～8月31日	31日	8月1日～8月31日	31日	300,000					
7月1日～7月31日	31日	7月1日～7月31日	31日	300,000					
6月1日～6月30日	30日	6月1日～6月30日	30日	100,000			欠数20日のため200,000円減額 (注)の労働時間85時間		
5月1日～5月31日	31日	5月1日～5月31日	31日	300,000					
4月1日～4月30日	30日	4月1日～4月30日	30日						
3月1日～3月31日	31日	3月1日～3月31日	31日						
2月1日～2月29日	29日	2月1日～2月29日	29日						
1月1日～1月31日	31日	1月1日～1月31日	31日						
12月1日～12月31日	31日	12月1日～12月31日	31日						
11月1日～11月30日	30日	11月1日～11月30日	30日						

※ 被保険者期間の算定に係る補足

賃金支払基礎日数が11日以上ある月を優先します。

たとえば、離職日以前の1年間に賃金支払の基礎となる日数が11日以上ある月が11か月と、10日以下だが賃金支払の基礎となる労働時間数が80時間以上ある月が1か月ある場合でも、13か月目に賃金支払の基礎となる日数が11日以上の月がある場合は、13か月目を被保険者期間1か月として計算します。

そのため、㉔欄は12か月分ではなく、13か月分必要となります。

なお、賃金支払の基礎となる労働時間数には、所定労働時間ではなく時間外労働も含めた総労働時間を記載してください。

※ 賃金支払対象期間に係る補足

上記と同様賃金支払基礎日数が11日以上ある月を優先します。

※ 事業主の皆様へ

雇用保険適用窓口の受付時間は平日の8時30分から16時までとなっております。終了間際に来所されますと、即時処理ができなくなり、再度来所いただく場合もございます。

このため、16時までにお越しいただきますようお願いいたします。

雇用保険関係の手続きは、便利で安全な電子申請をご利用ください。

育児休業給付・介護休業給付の 受給資格を得るために必要な 「被保険者期間」の算定方法が変わります

～ 対象者：休業開始日が令和2年8月1日以降の方～

育児休業給付・介護休業給付の支給を受けるためには、休業開始日以前の2年間に、「被保険者期間」が通算して12か月以上あることが必要です。

この「被保険者期間」の算入方法が改正される令和2年8月1日以降は、以下のように変わります。

改正前

休業開始日の前日から1か月ごとに区切っていた期間に、賃金支払の基礎となる日数が11日以上ある月（※）を1か月として計算。

週の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、雇用見込み期間が31日以上であるという雇用保険被保険者となる要件を満たしながらも、賃金支払の基礎となった日数が11日に満たないことにより、被保険者期間に算入されない期間があるため、日数だけでなく労働時間による基準も補完的に設定するよう見直しをします。

改正後

休業開始日の前日から1か月ごとに区切っていた期間に、賃金支払の基礎となる日数が11日以上ある月（※）、**または、賃金支払の基礎となった労働時間数が80時間以上ある月（※）**を1か月として計算。

高齢雇用継続給付の「60歳到達時 賃金月額」の算定方法が変わります

～ 対象者：60歳に達した日が令和2年8月1日以降の方～

改正前

60歳到達日から賃金締切日ごとに区切っていた期間に、賃金支払の基礎となる日数が11日以上ある月（※）を1か月として計算。

改正後

60歳到達日から賃金締切日ごとに区切っていた期間に、賃金支払の基礎となる日数が11日以上ある月（※）、**または、賃金支払の基礎となった労働時間数が80時間以上ある月（※）**を1か月として計算。

※満1か月ある月が該当します。満1か月に満たない月は、上記の条件に該当しても1か月として計算しません。

雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書の記載例

休業等を開始した日以前の賃金支払状況等									
㉑ 休業等を開始した日	㉒ 賃金支払対象期間	㉓ 賃金支払基礎日数	賃金支払額			備考			
休業等を開始した日 10月1日	賃金支払対象期間	賃金支払基礎日数	㉕ A	㉖ B	㉗ 計				
9月1日～休業を開始した日	0日	9月1日～休業を開始した日	0日			前1.7.3～前1.8.30 の期間休業に係る休業 のための賃金支払なし			
6月1日～6月30日	30日	6月1日～6月30日	30日	158,000					
5月1日～5月31日	31日	5月1日～5月31日	31日	158,000					
4月1日～4月30日	30日	4月1日～4月30日	30日	158,000					
3月1日～3月31日	31日	3月1日～3月31日	31日	53,000		欠数21日のため105,000円減額 (注)の労働時間85時間			
2月1日～2月29日	29日	2月1日～2月29日	29日	158,000					

※ 被保険者期間の算定に係る補足

賃金支払基礎日数が11日以上ある月を優先します。

たとえば、休業開始日以前の1年間に賃金支払の基礎となる日数が11日以上ある月が11か月と、10日以下だが賃金支払の基礎となる労働時間数が80時間以上ある月が1か月ある場合でも、13か月目に賃金支払の基礎となる日数が11日以上の月がある場合は、13か月目を被保険者期間1か月として計算します。

そのため、㉔欄は12か月分ではなく、13か月分必要となります。

なお、賃金支払の基礎となる労働時間数には、所定労働時間ではなく時間外労働も含めた総労働時間を記載してください。

※ 賃金支払対象期間に係る補足

上記と同様賃金支払基礎日数が11日以上ある月を優先します。

雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の記載例

60歳に達した日等以後の賃金支払状況等									
㉑ 60歳に達した日等以後に雇用された日	㉒ 賃金支払対象期間	㉓ 賃金支払基礎日数	賃金支払額			備考			
60歳に達した日等 12月1日	賃金支払対象期間	賃金支払基礎日数	㉕ A	㉖ B	㉗ 計				
11月1日～60歳に達した日等	30日	11月1日～60歳に達した日等	30日	300,000					
10月1日～10月31日	31日	10月1日～10月31日	31日	300,000					
9月1日～9月30日	30日	9月1日～9月30日	30日	300,000					
8月1日～8月31日	31日	8月1日～8月31日	31日	300,000					
7月1日～7月31日	31日	7月1日～7月31日	31日	300,000					
6月1日～6月30日	30日	6月1日～6月30日	30日	100,000		欠数20日のため200,000円減額 (注)の労働時間85時間			
5月1日～5月31日	31日	5月1日～5月31日	31日	300,000					

事業主の皆さまへ

今回の改正を踏まえ、休業開始日が令和2年8月1日以降の方に関する「休業開始時賃金月額証明書」を作成する際は、「㉑欄」と「㉒欄」に記載する賃金支払基礎日数が10日以下の期間については、当該期間における賃金支払の基礎となった労働時間数を「㉓欄」に記載してください。

また60歳到達日が令和2年8月1日以降の方に関する「雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書」を作成する際は、「㉑欄」に記載する賃金支払基礎日数が10日以下の期間については、当該期間における賃金支払の基礎となった労働時間数を「㉓欄」に記載してください。



▶ 中小企業や小規模事業者の方へ

経営者保証に関する ガイドラインとは?

経営者保証に関する ガイドライン

日本商工会議所

全国商工会連合会

一般社団法人
全国銀行協会

金融庁
Financial Services Agency

中小企業庁

PASONA

概要

経営者の個人保証について

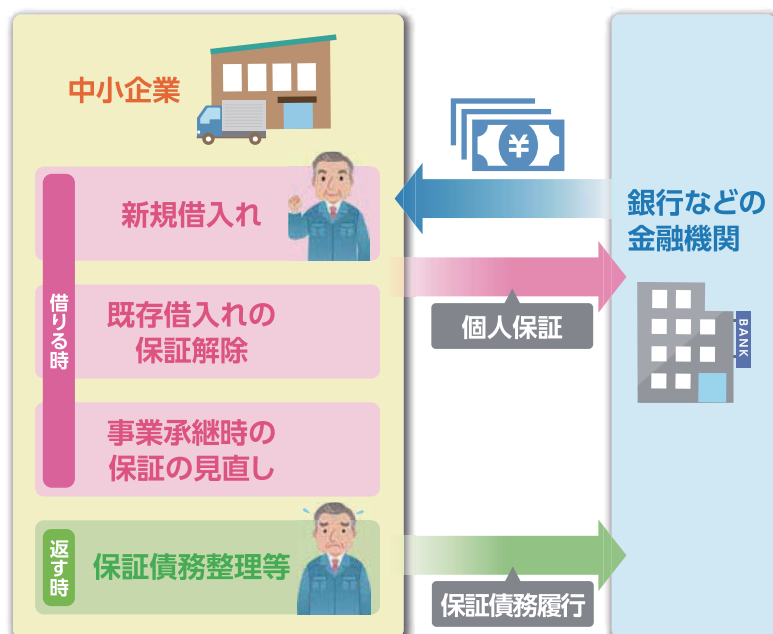
借りる時

法人と個人が明確に分離されている場合などに、経営者の個人保証を求めないこと
(詳細は右記に記載)

返す時

多額の個人保証を行っていても、早期に事業再生や廃業を決断した際に一定の生活費等
(従来の自由財産99万円に加え、年齢等に応じて約100万円～約360万円)を残すこと
や、「華美でない」自宅に住み続けられることなどを検討。また、保証債務などの履行時に
返済しきれない債務残額は原則として免除すること

などを定めることにより、経営者保証の弊害を解消し、経営者による思い切った事業展開
や、早期事業再生等を応援します



例えば・・・

今度、事業承継を行うが、
後継者が個人保証を提供することなく融資を
継続するにはどうすればよいの?



経営者の個人保証を提供することなしに資金調達を希望する場合には、以下の **3つの要件** を満たすことで、ガイドライン適用の可能性が
あります。

☑ 法人個人の一体性の解消

▶ 社会通念上適切な範囲を超える法人から経営者への貸付等による資金流出
がない等

☑ 財務基盤の強化

例えば

- ▶ 業績が堅調で十分な利益を確保しており、内部留保も十分な場合
- ▶ 業績はやや不安定であるものの、内部留保が潤沢で借入金全額の返済が可能
な場合
- ▶ 内部留保は潤沢とは言えないものの、好業績が続いており、今後も借入を順
調に返済し得るだけの利益(キャッシュフロー)を確保する可能性が高い場合等

☑ 財務状況の適時適切な情報開示

▶ 本決算の報告のほか、試算表や資金繰り表等の定期的な報告等
(ガイドライン 4 項(1)、6 項(2) Q&A4-1～7、6-1、2)

事業承継時に個人保証を見直す取り組みも着実に広まってきて
います。経営改善などに取り組み、個人保証に拠らない資金調達
を検討してみてもはいかがでしょうか。

3つの条件を満たすことで、ガイドライン適用の可能性があります

法人と経営者との関係の
明確な区分・分離

財務基盤の強化

財務状況の正確な把握、情報開示
等による経営の透明性確保

こんな場合はぜひご相談を

経営者保証の提供なしで融資を
受ける場合はどうすれば?



経営者保証を提供している**既存
の借入金**について可能であれば
保証を外したいなあ



年齢や健康上の理由等で廃業・
引退したいが経営者保証が妨げ
になってませんか?

経営者保証が精神的負担と
なって**新事業展開や新たな投資に
躊躇**してませんか?



後継者への事業承継に際し(また
は将来の事業承継時) **経営者
保証の引継ぎが円滑な事業承継
の妨げ**になってませんか?



無料で年3回、
お気軽に
ご相談下さい

経営者保証に関する
ガイドライン事務局

03-6262-5075

ガイドラインに基づいて適切なアドバイスが可能な専門家
(弁護士・会計士・税理士・中小企業診断士)が対応いたします。

(本事業は株式会社パソナが中小企業庁より受託・運営しています)

お近くの商工会議所・商工会・中小機構地域本部・
お取引のある金融機関へもご相談ください。

<https://hosho.go.jp>

スマートフォンはこちらから▶



相談受付窓口へGO!!



安心 安全

国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1

経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2

掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3

受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

■ 契約者貸付けの利用が可能
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

■ 共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※ 詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

経営者のための退職金制度です！

～24時間・365日お問い合わせ可能になりました～

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでもチャットで質問可能です
小規模企業共済



小規模共済

検索

TEL 050-5541-7171（共済相談室）

Be a Great Small.
中小機構

「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業が加入しやすい国の退職金制度です。

毎年10月は加入促進強化月間です。

- ① 国の制度だから安全・安心！
さらに掛金の一部を国が助成します。
- ② 社外積立でラクラク管理！
管理や運用の手間がかかりません。
- ③ 掛金は全額非課税でオトク！
節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもお加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等とのポートビリティも可能です。

詳しくはホームページをご覧ください

中退共

検索

http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5955-8211

大阪府 大規模展示商談会への出展を後押しする『出展支援事業』募集中！

大阪府では、新たな市場への参入や新製品・新技術の販路開拓をめざす大阪のものづくり中小企業に対して販路開拓支援を行っています。その一環として、令和2年度開催の下記「展示商談会」へ出展するものづくり中小企業の方々を支援します。

支援内容

出展初心者 歓迎。ノウハウも学べます。

- (1) 出展講習会の実施
展示商談会を効果的に活用する販路開拓手法についての出展講習会
- (2) 出展に係る経費の一部補助 ※上限 25万円
補助対象経費（小間料金、装飾経費）の1/2以内を補助
- (3) 出展前後における課題解決アドバイスの実施
専門のコーディネーターとの出展前後における個別相談の実施

支援対象

1. 大阪府内に本社がある中小企業であり、みなし大企業でないこと
2. 業種が製造業又はソフトウェア業であること

対象となる展示商談会

本事業が支援する展示商談会は下記のとおりです。なお、展示商談会の詳細は、主催者の公式ホームページ等でご確認ください。
応募期間は令和2年3月19日(木)～11月6日(金)〔必着〕

《展示商談会名》
日本ものづくりワールド2021（第25回機械要素技術展ほか）
第91回東京インターナショナル・ギフト・ショー春2021及び同時開催展
第7回医療と介護の総合展【大阪】（メディカルジャパン）

《開催期間》
R3.2.3(水)～5(金)
R3.2.3(水)～5(金)
R3.2.24(水)～26(金)

《開催会場》
幕張メッセ
東京ビッグサイト
インテックス大阪

《主催》
リードエグジビションジャパン(株)
(株)ビジネスガイド社
リードエグジビションジャパン(株)

【提出先及び問合せ先】

大阪府商工労働部中小企業支援室ものづくり支援課販路開拓支援グループ（出展支援事業）

〒577-0011 東大阪市荒本北 1-4-17

クリエイション・コア東大阪 北館 1階

TEL 06-6748-1066

E-mail hanrokaitaku@gbox.pref.osaka.lg.jp

URL http://www.pref.osaka.lg.jp/mono/shuttenshien/index.html

詳細については、

大阪府 出展支援事業

検索





新会員のご紹介コーナー

(順不同)

濱田興業

代表者 濱田 有 一

鋼構造物工事業

〒594-0022
和泉市黒鳥町1-9-15 ロジマンF101 TEL 090-5139-2239

らーめん けいしょう

代表者 戸石 仁 美

飲 食 業

〒594-1101
和泉市室堂町62 TEL 070-2282-1009

東 建

代表者 東 達 也

鋼構造物工事業

〒594-0022
和泉市黒鳥町3-16-43
メゾンエスペランスB205 TEL 080-3830-2753

株式会社 TTcompany

代表取締役 岡 田 英 志

通 信 業

〒594-0076
和泉市肥子町2-3-31(201) TEL 0725-90-0840

スナック ー休

代表者 國 領 眞規子

飲 食 業

〒594-0071
和泉市府中町7-4-14 2F TEL 0725-46-3329

レモングラス

代表者 増 永 恵 美

オーガニックサロン

〒594-1111
和泉市光明台1-31-9 TEL 0725-24-6108

株式会社 イズミ建設

代表取締役 寄 田 務

土木工事業

〒594-1134
和泉市大野町269-1 TEL 090-3722-7493

金田工業

代表者 金 田 泰 義

土木工事業

〒594-0005
和泉市幸3-17-67-203

楓興業

代表者 菅 原 優 輝

足場工事業

〒594-1104
和泉市万町391-1-212 TEL 080-6147-5428

西川 力矢

土木工事業

〒596-0808
岸和田市三田町92-5

プチプチスマンス Petits Petits Semence

代表者 山 崎 麻 子

ベビー刺しゅう雑貨製造・販売

〒594-1101
和泉市室堂町39-5 TEL 0725-55-3136

10am 株式会社

代表取締役 的 場 雅 弘

建 設 業

〒594-1153
和泉市青葉台2-11-3 TEL 06-6105-5750

竹田空調

代表者 竹 田 啓 介

空調設備工事

〒593-8329
堺市西区下田町23-10-1302 TEL 080-5300-4234

星野鍼灸整骨院

院 長 星 野 祥 朗

医 療

〒594-0031
和泉市伏屋町2-13-15 TEL 0725-25-9060

平紙工業

代表者 平 紙 貴 文

建 築 業

〒594-0023
和泉市伯太町2-10-1-601 TEL 0725-26-0885

鶴田工業

代表者 鶴 田 慎 一

鋼構造物工事業

〒590-0138
堺市南区鴨谷台1-44-17-108 TEL 080-4022-0016

フジ産業株式会社

代表取締役 加 藤 道 章

木 材 卸

〒594-0023
和泉市伯太町3-3-16 TEL 0725-90-4610



「国の教育ローン」(日本政策金融公庫)のご案内

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。
お子さま1人につき350万円以内を、固定金利(年1.70%(令和2年10月1日現在))
で利用でき、在学期間内は利息のみのご返済とすることができます。



詳しくは、「国の教育ローン」で検索していただくか、下記のコールセンターへお問い合わせください。

【教育ローンコールセンター】0570-008656(ナビダイヤル) または (03) 5321-8656

DMの発送にかかる手間・時間・経費の見直しに

当所会報「いずみ会議所だより」の発送封筒内に、事業所様のチラシを同封するサービスを実施しております。是非ビジネスチャンスの拡大にご利用下さい。概要は下記のとおりです。

- 内 容 会社PR・新製品営業案内・各種イベント・割引サービス等
- 発 送 日 毎月15日頃発送
- サ イ ズ A4かA4サイズ以下(両面・片面・白黒・カラーは問いません)
- 料 金 会 員 11,000円(消費税込み)
会員外 33,000円(消費税込み)

- 申込方法 チラシの見本を会議所へFAX又はご持参下さい。(発送月の前月20日まで)
- 申込期日 同封希望チラシを前月の25日までに2,200部をご用意して和泉商工会議所までご持参下さい。
- 支払方法 同封物持参時に現金又は指定口座への振込みでお願いします。

※チラシの内容が当サービス運営上、不適当と思われる場合は、お申込みをお断りさせていただく場合がありますので、予めご了承下さい。

【お問い合わせ】 広報担当まで TEL: 0725-53-0330

ポイントシステム

- 11 回ご利用いただきましたら、
- 12 回目は無料にさせていただきます。

和泉商工会議所



LINE



Facebook

をはじめました。

LINE はじめました 会員向け



QRコードからアクセスして最新情報チェック!
会議所とつながろう
(グループLINEではございません)



～登録方法～

- ① 友だち登録は右記QRコードをスマートフォンのカメラで読み取り、追加ボタンを押してください。
- ② 事業所名とお名前を入力して送信してください。

(ID:@764wfyuj)

Facebook はじめました



QRコードからアクセスして
最新情報チェック!
いいね! よろしく!



イベントやセミナー、資格検定などの
様々な情報をアップしていきます

ご利用下さい! マル経融資

マル経融資(小規模事業者経営改善資金)とは、
商工会議所の経営指導を受けて経営の改善をしていこうとする方が商工会議所の推薦により無担保・無保証人でご利用できる日本政策金融公庫の融資制度です。

資金の用途	利 率	返済期間
運転資金	1.21%	7年以内(1年以内据置可)
設備資金	貸付時の金利で固定 R2年10月1日現在	10年以内(2年以内据置可)

審査の結果により、ご利用頂けない場合があります。

～お問い合わせ先～ 中小企業相談所 TEL 53-0320

和泉商工会議所 無料相談コーナー

会員の皆様、事業の事で悩んでいませんか?
そんな時は会議所の専門指導員に相談ください。

- 税務相談 (相続税の相談も承ります)
 - ・ 偶数月第2水曜日 午後1時30分～同4時 予約制です。
 - 相談員 税理士 露 口 六 彦
- 法律相談
 - ・ 毎月第3水曜日 午前10時30分～同11時30分 予約制です。
 - 相談員 弁護士 仁 井 谷 徹

広告募集中!!

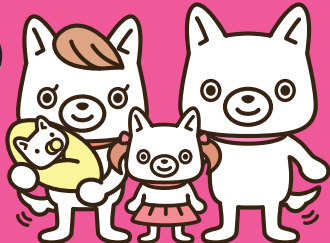
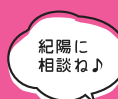
● 広告料金/会員 1ヶ月 11,000円(消費税込み) 会員外 1ヶ月 33,000円(消費税込み)

掲載内容

- 寸法(約) 縦6.4cm、横11.2cm
- 発行部数/約2,200部
- 年間契約/12回掲載の時は、1回分サービス

KIYO

将来の
心配は、
ほっとけん。



紀陽の保険 ほっとけん
医療保険・がん・終身・個人年金・定期・
収入保障保険もお取り扱い中。



銀行をこえる銀行へ
紀陽銀行

和泉寺田支店
和泉中央支店

☎0725-45-1771 和泉市寺田町1-5-33(寺田バス停前)

☎0725-57-3371 和泉市いぶき野5-1-11(エコーいずみ GMS横1階)



X7
Debut

本店 〒599-8271 堺市中区深井北町3401番地
TEL:072-277-2300

貝塚店 〒597-0082 貝塚市石才285-1
TEL:072-438-2300

なんば店 〒556-0023 大阪市浪速区稲荷1丁目12番14号
TEL:06-6568-2081

BMW 正規ディーラー

Elbe BMW

エルベオート株式会社

https://elbe.bmw.jp

